筑紫野市外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル実施要項

１　目的

この要項は、筑紫野市外国語指導助手（ALT）派遣業務に係る事業者の選定において、当該施策の重要性に鑑み、事業者の技術能力や意欲等を勘案し、より質の高い体制を確保するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施することについて必要な事項を定めるものである。

２　事業概要

（１）事業名

筑紫野市外国語指導助手派遣業務

（２）業務内容

別紙「筑紫野市外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり。

（３）履行期間

契約締結の翌日から令和１０年３月３１日まで。ただし、契約締結日の翌日から令和９年３月３１日までの間は、事業準備期間とする。

（４）予算額

見積額の上限は、２１，１２０，０００円（消費税込み）とする。ただし、前号に記載する事業準備期間については、事業者の負担とする。

３　日程

	実施項目	日程
1	実施要項等の配布	令和８年１１月１２日（木）
2	質問書の受付期間	令和８年１１月１２日（木）から１８日（水）まで
3	質問書の回答の公表	令和８年１１月２０日（金）
4	参加申込書及び資格確認書類提出期限	令和８年１１月２７日（金）
5	資格審査結果の通知	令和８年１２月　１日（火）
6	企画提案書提出期限	令和８年１２月　８日（火）
7	プレゼンテーション・ヒアリング	令和８年１２月１４日（月）から 令和９年　１月１８日（月）までの間で別途通知する日
8	審査結果の通知	令和９年　１月下旬
9	見積書の提出及び契約の締結	令和９年　２月上旬

４　参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、参加申込書等の提出締切時点で、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

① 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成 24 年筑紫野市規則第 38 号）に基づく指名停止等の措置期間中でないこと。

② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する資格制限に該当しない者であること。

③ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④ 国税及び地方税の滞納がないこと。

⑤ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

⑦ 過去５年以内に、事業主が出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）による処分を受けていないこと。

⑧ 一般労働者派遣事業の許可を有すること。

⑨ 筑紫野市立小・中学校に外国人講師の派遣が可能であり、国際理解教育、英語教育に関する広範な知識及び教育技術を持つと認められること。

⑩ 令和６年度から令和８年度の間に、小・中学校に対する外国語指導助手の派遣を目的とする地方公共団体発注の契約実績を有する者であること。

⑪ 過去５年以内に、事業主が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）等に違反し、処分を受けていないこと。

５　募集要項に関する質問の受付及び回答

（１）質問方法

質問書（様式１）に内容を簡潔にまとめて記載し、「１５ 問い合わせ先」に記載するアドレス宛に電子メールにより提出すること。なお、提出後は電話で受信確認をすること。

（２）受付期間

令和８年１１月１８日（水）午後５時まで（必着）

（３）回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和８年１１月２０日（金）に筑紫野市公式ホームページにおいて公表する。なお、電話や口頭等の個別の対応はしない。

６　参加申込書及び資格確認書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規定を理解したうえで、次に掲げる書類を提出すること。ただし、③④は参加申込期限から３ヶ月以内に発効されたものに限る。

（１）提出書類

① 参加申込書（様式２）	１部
② 誓約書（様式３）	１部
③ 登記事項全部証明書	１部
④ 納税（滞納なし）証明書（国税、都道府県税及び市区町村税）	１部
⑤ 事業者概要書（様式５）	１部
⑥ 令和６年度～令和８年度における業務受託実績（様式６）	１部
⑦ 委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）（様式８）	１部
⑧ 一般労働者派遣事業許可証の写し	１部
⑨ 参加資格に係る申立書（様式９）	１部

（２）受付期間

令和８年１１月１２日（木）から１１月２７日（金）（土、日、祝日を除く。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、受付期間内に必着とする。）までの期間で、時間は午前８時３０分から午後５時までとする。

（３）提出先

「１５ 問い合わせ先」に記載のとおりとする。

７　企画提案書等の提出

参加申込書等の提出を行った者は、市から資格審査結果の通知を受けた後、次に掲げる書類を提出すること。

（１）提出書類

① 企画提案書（鑑）（様式４）

② 企画提案書（本要項８の企画提案書作成方法を参照すること。）

③ 価格提案書（様式７）　１部

（２）受付期間

令和８年１２月１日（火）から１２月８日（火）（土、日、祝日を除く。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、受付期間内に必着とする。）までの期間で、時間は午前８時３０分から午後５時までとする。

（３）提出先

「１５ 問い合わせ先」に記載のとおりとする。

８　企画提案書作成方法

（１）企画提案書の形式

【規　格】Ａ４判　縦型　長辺綴じ　フォントサイズ１１ポイント以上横書き

【部　数】正本１部、副本１０部

【その他】提案書は、正確かつ簡潔な内容とし、合計１６枚（片面印刷１６ページ）以内とする。

（２）企画提案書の構成

企画提案書の構成は以下のとおりとする。

① 企画提案書は、別紙「提案依頼項目表」に示す項目に沿った構成とする。

② 正確かつ簡潔な内容とすること。

③ 文章を補完するために、イメージ図または図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。

④ 正本、副本ともに、参加申込者名（会社名）が判別できる記載、表現は行わないこと。

（３）企画提案書に係る留意事項

① 提出期限後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。

② 企画提案の内容に関する事項が、提案者以外の者に知られることがないように扱うものとする。

９　審査方法

（１）審査方法

契約の相手方となる候補者（以下「事業候補者」という。）の選定は、関係者で構成する「筑紫野市外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル審査委員会」を開催し、最も適した事業者を候補者として選定する。

評価にあたっては、参加資格を満たす参加申込者により提出された企画提案書のプレゼンテーションを本プロポーザル審査委員会が審査する。

なお、参加者が１社のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

（２）プレゼンテーションの実施

① 実施日については、令和８年１２月１４日（月）から令和９年１月１８日（月）までの間とし、日時等の詳細は参加申込者に対し別途通知する。

② 提案時間は２０分以内とし、その後、質疑応答を５分以内で行う。

③ 参加人数は３人までとする。

④ プロジェクターを使用したプレゼンテーションも可とするが、必要な機材等（提示用ＰＣ、プロジェクター及び接続ケーブル等）は参加者が用意すること。なお、会場レイアウト等は、別途通知する。

⑤ 当日に追加資料を配布すること及び企画提案書と異なる内容を提案するこ

とは認めない。

１０　候補者の選考方法

（１）参加資格を満たす者のうち、評価点の合計が最も高い者を事業候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

（２）評価点の合計が最も高い者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を事業候補者として選定する。

（３）評価点の合計が満点の６割に達しない場合は、事業候補者として選定しないものとする。

１１　審査結果

（１）資格審査結果

参加申込書等を提出したすべての者に対し、書面で通知する。

（２）プレゼンテーションの審査結果

筑紫野市の公式ホームページで公表するほか、プレゼンテーションに参加したすべての者に対し、書面で通知する。

１２　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

① 参加要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
③ 本要項で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
⑤ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
⑥ 価格提案書の金額が「２（４）予算額」に記載した金額を超過した場合

１３　情報公開及び提供

市は、提出された企画提案書等について、筑紫野市情報公開条例（平成 17 年筑紫野市条例第 21 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

１４　その他

（１）申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式１０）を提出すること。

（２）提出書類

① 企画提案書の提出は、１社につき１案とする。

② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

③ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、必要に応じて複写することがある。

④ 本提案に係る書類作成及び提出費用等、必要な経費はすべて参加者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を筑紫野市に請求することはできない。

（３）著作権等

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本事業の契約に至った者が作成した企画提案書について、筑紫野市が必要と認める場合は、筑紫野市が予め通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（４）異議申立

参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（５）言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

１５　問い合わせ先（事務局）

〒８１８－８６８６
筑紫野市石崎一丁目１番１号
筑紫野市教育部 学校教育課 教育指導担当
電　話　０９２－５５７－５１５３
ＦＡＸ　０９２－９２３－９６４４
電子メールアドレス　k-kyouiku@city.chikushino.fukuoka.jp